
第10回 大山町議会定例会会議録（第4日）

平成24年12月21日（金曜日）

議事日程

平成24年12月21日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案訂正の申出について
- 日程第 2 議案第129号 夕陽の丘神田条例の制定について
- 日程第 3 議案第130号 大山町逢坂農産物処理加工所条例の制定について
- 日程第 4 議案第131号 大山町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について
- 日程第 5 議案第132号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第133号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第134号 大山町文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第135号 鳥取県西部広域行政管理組合の規約を変更する協議について
- 日程第 9 議案第136号 公の施設の指定管理者の指定について（夕陽の丘神田）
- 日程第10 議案第137号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度大山町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第11 議案第138号 平成24年度大山町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議案第139号 平成24年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第140号 平成24年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第141号 平成24年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第142号 平成24年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第143号 平成24年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第144号 平成24年度大山町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第145号 平成24年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第146号 平成24年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第147号 平成24年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第148号 町の境界の決定に関する意見について
- 日程第22 陳情第 8号 国立病院と地域医療の充実を求める陳情書
- 日程第23 陳情第 9号 年金 2.5%削減中止を求める意見書の陳情
- 日程第24 陳情第10号 原子力から再生可能な自然エネルギーへのエネルギー源の転換を求
める陳情書
- 日程第25 発議案第13号 国立病院機構米子医療センターの充実強化を求める意見書の
提出について
- 日程第26 発議案第14号 「鳥取県保健医療計画」に関わる意見書の提出について

- 日程第 27 発議案第 15 号 原子力から再生可能な自然エネルギーへのエネルギー源の転換を求める意見書の提出について
- 日程第 28 発議案第 16 号 大山町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 29 発議案第 17 号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 30 発議案第 18 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 31 閉会中の継続審査について（総務常任委員会 陳情第 11 号）
- 日程第 32 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 33 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 34 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 35 閉会中の継続調査について
（大山恵みの里構想調査特別委員会 所管事務調査）
- 日程第 36 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1 番 竹 口 大 紀	2 番 米 本 隆 記
3 番 大 森 正 治	4 番 杉 谷 洋 一
5 番 野 口 昌 作	6 番 池 田 満 正
7 番 近 藤 大 介	8 番 西 尾 寿 博
9 番 吉 原 美 智 恵	10 番 岩 井 美 保 子
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
16 番 鹿 島 功	17 番 西 山 富 三 郎
18 番 野 口 俊 明	

欠席議員（1名）

15 番 椎 木 学

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 ……………諸 遊 雅 照 書記 ……………中 井 晶 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………森 田 増 範 教育長 …………… 山 根 浩
副町長 ……………小 西 正 記
教育次長兼学校教育課長 …………… 齋 藤 匠
総務課長 ……………酒 嶋 宏 社会教育課長 ……………手 島 千津夫
中山支所総合窓口課長 杉 本 美 鈴 幼児教育課長 ……………林 原 幸 雄
大山支所総合窓口課長 門 脇 英 之 企画情報課長 ……………野 間 一 成
税務課長 …………… 小 谷 正 寿 建設課長 ……………池 本 義 親
農林水産課長兼農業委員会事務局長 …………… 山 下 一 郎
水道課長 ……………野 坂 友 晴 福祉介護課長 …………… 戸 野 隆 弘
観光商工課長 ……………福 留 弘 明 保健課長 …………… 後 藤 英 紀
観光商工課参事 ……………齋 藤 淳 人権推進課長………… 澤 田 勝
企画情報課参事兼未来づくり戦略室長 ……………赤 井 久 宣
地籍調査課長 …………… 種 田 順 治 住民生活課長 ……………森 田 典 子
代表監査委員……………松 本 正 博

午前9時30分 開議

開議宣告

○議長（野口 俊明君） おはようございます。12月定例会もいよいよ最終日となりました。本日は、議案の質疑・討論・採決を行ないます。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案訂正の申出について

○議長（野口 俊明君） 日程第1、議案訂正の申出についてを議題といたします。

この件は、この定例会に議案としてすでに上程いたしました議案第129号 夕陽の丘神田条例の制定について、町長から議長に対して、議案の一部を訂正したい旨の申出がありましたので、議会の許可を求めるものであります。

申出の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第129号 夕陽の丘神田条例の制定について、町長からの申出のとおり、議案の訂正を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 129 号 夕陽の丘神田条例の制定については、町長から申出のあったとおり、議案の訂正を許可することに決定しました。

日程第 2 議案第 129 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 2、議案第 129 号 夕陽の丘神田条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（2 番 米本 隆記君） 議長、2 番。

○議長（野口 俊明君） 2 番 米本 隆記君。

○議員（2 番 米本 隆記君） この条例案は、指定管理者の使用料、名称及び使用料を定めるものだと私は理解しておりますが、そもそもこの使用料がですね、私、先日一般質問で指摘させていただきましたが、料金的に現行とあまり変わりがない。本当にこれで運営ができるのかと、いろいろとそんなかですね、話を聞きますと、人員も増員っていいですか、職員を何ていいですかね、サッカー、フットボールセンターとして認定するための職員を町が雇うとか、いろいろな話を聞いております。そういったところで、今回、このちょっと議案に対しまして質疑をさせていただきます。

昨年 9 月に町民説明会をした時の指定管理料の見込みですね、これはどのように見込みはされておられたのか。これが昨年 6 月の住民説明会の時の資料ですけど（資料を示す）、このなかでの一応見込みですね、見込みにつきましては、1 年目が直営で 1,600 万、2 年目、3 年目が 1,000 万、450 万で、4 年目には 100 万の指定管理料というような、これはシミュレーションで出しておられます。これにつきまして何をもとにこれは製作されたのか。

それから 2 番目ですけども、実際に収支計画書といいますか、指定管理者が出してこられておりますけども、その指定管理者が出されました計画がなぜそれからずれてきたのか。

それと 3 点目ですけども、指定管理者の募集時にフットボールセンターの、認定されるという条件はきちんと説明されておられましたか。

もしされているんでしたら、その話の内容も聞かせてください。

5 点目です。今年の 6 月にですね、夕陽の丘神田の指定管理者募集要項、これを議会のほうに配られて説明をされました。この募集要項を見ますと、指定管理者は、サッカー協会の業務のための事務局を配置し、その職務を遂行するための職員を配置せと、指定管理者にこれは確実に要求をしております。

ところがなぜ、そこの範囲でなんですけども、サッカー協会の職員を町が雇用する必要があるのか。そしてこれがいつこの指定管理の募集要項がいつ変わって、どういうふうに募集者に、通知をされたのか。

と、いいするのは、各会社 3 社があったと思いますけども、その 3 社が出しました、

これはもらいました資料ですが(資料を示す)、各社の申請内容比較表のなかには、ちゃんとこれにはですね、フットボールセンターについての自主計画として、チュウブさんも、さんびるさんもこれはですね、きちんと配置をすると書いておられます。これは募集要項に沿って、ちゃんと出されておりますので、どこからどういうふうに変ったかというのが一つ不思議なところです。

それと、もしこれがそういうふうであれば、チュウブと県サッカー協会との関係的なところは、どちらにどのようなお話しをされたのか、そういったところもお聞かせください。

それと、1番大事なところ、その賃金についてちゃんと募集要項にもありますし、それから計画書、会社が出される計画書、これについてもきちんと事業をする側が、捻出してやるべきなのに、なぜ町がそれを払うか。チュウブが、指定管理者がなぜそれを捻出することはできないのか。そのような、捻出ができるような賃金体系といいますか方策はなぜとられないのか。ですから結論的に今の施設使用料を増額、またそれを指定管理者が運営の上で調整できるような方策を何故とられなかったのか。

以上について質問いたします。

○議長(野口 俊明君) えーとですね、今、米本議員の質問のなかにはですね、136号に関する指定管理者名まで今出ておりまして、二度も出されたわけではありますが、ということですね、ちゅうことはですね、これ136号と関連する質問というような格好になってくるような感じですので、まあ答弁のほう、取捨選択してちょっと答弁していただかんと、質問のほうもなんか一緒になっておるような質問になっておりますので、まあそこらへんを少し気をつけて、答弁のほうと質問のほうも追及質問につきましては、していただきたいと思えます。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 米本議員より、議案の129号に関することについて、担当より答えさせていただきます。

○観光商工課長(福留 弘明君) 議長、観光商工課長。

○議長(野口 俊明君) 福留観光商工課長。

○観光商工課長(福留 弘明君) 失礼いたします。たくさんございましたので、ひょっとしたら漏れがあるかもしれません。ご指摘いただければと思えます。

まず昨年の住民説明会の時の資料として、町、行政側から試算ということで出させていただきました資料につきましてでございます。その時にもご説明いたしましたし、その資料にも書いてあると思えますけれども、これはあの試算は当時の、どういうんでしょうか、グラウンドが、多目的グラウンドが2面、それ等々の一点の条件のもと、当時の地域休養施設の使用料を基準としてサッカー協会さんやその他いろいろな協議のなかでこのくらいの利用が見込めるであろうといった数値を使い、ということでその算定

基礎の数値をお示しをした上でこういう条件で計算すれば、こういった収支が見込まれますといったものを表にしたものでございます。

したがって、次の136号のほうと関連いたしますけれども指定管理者を公募いたしましたして、その候補者となられました事業者さんが、独自に料金、使用料単価の設定、そして利用者見込みを設定されたものと異なってくるのは、ある程度仕方のない部分、それぞれの見込みの考え方、あるいは前提に置く条件の違い、そういったようなものによって、まあ今回のような差異が生じてきているものと考えております。ということで算出の根拠とどうして違うのかということはその理由でないかというふうに思っております。

そして、鳥取県フットボールセンターの条件について、募集時に説明したのかということ、十分に話がしてあるのかということですが、募集要項に記載をしておりますのは、議員さんの質問のなかにもあったとおりでありまして、募集要項、募集時には鳥取県フットボールセンターとしての条件を、この都道府県フットボールセンターの設置基準みたいなものが、日本サッカー協会にございますので、それに準拠した体制をとることというのを条件に出したところでございます。

で、そのあとのご質問になりますけれども、サッカー協会のいわゆる指導員的なスポーツマネージャーですか、をその段階では指定管理者のほうに含めていたものをどうして町のほうで直接雇用するようになったかということでもありますけれども、指定管理者の候補者が決まりましたから、鳥取県のサッカー協会、そして大山町、指定管理者の候補者3社で何度となく協議を行いました。そのなかでいわゆるそのスポーツマネージャーの位置づけについてでありますけれども、その指揮、命令っていうんですか、指揮監督の権限の問題、サッカー協会の職員でもない、指定管理者の職員で仮にあったとした場合、サッカー協会との調整が非常に難しくなるのではないかと、あるいはサッカー協会から派遣を指定管理者が受けるということになった場合、指定管理者の意向が十分に業務に伝わらないのではないかとか、そういったようないろいろな課題が生じてまいりました関係で、最終的には町が、まあ町の施設でございますので、町が第三者的ではないですけれども、中立的な立場としてこのスポーツマネージャーを雇用をし、指定管理者の意向、サッカー協会の意向、それぞれを調整をし尊重できるような体制を組むほうがいいのではないかとということで町のほうでこのスポーツマネージャーを雇用することになります。本案とは直接の関係……

○議長（野口 俊明君） えー、私が当初、注意しておいたとおりのことになってしまいました。本案については、指定管理者の指定のほうの案件に今説明もなっております。まあ答弁されるほうも、注意して答弁してくださいということを言っておりますが、今はこの指定管理者でない、今の条例の制定のほうでありますので、こちらのほうの答弁で執行部側もきちんと注意して答弁していただきたいと思っております。（「内容的には、関連があるのではないですか」「ないない」と呼ぶ者あり）

○議長（野口 俊明君） 今の内容としては関連はないと思います。この次の136号の時には今の答弁でいいと・・・（「136号はただの契約の話ですが」と呼ぶ者あり）そこに契約ですから…。（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）

○議員（2番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） はい、米本隆記君。（「休憩」「賛成」と呼ぶ者あり）はい、休憩します。

午前9時44分 休憩

午前9時48分 再開

○議長（野口 俊明君） それでは、再開いたします。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 続いて失礼いたします。ということで、改めて整理をしてお話しをさせていただきたいと思います。

まず募集要項でございますけれども、あくまでも候補者が決まった後に条件を検討するなかでいろいろと話し合ったということで募集要項そのものに変更は一切加えておりません。それと町がスポーツマネージャーを雇用するということと、指定管理料の多寡、高くなる、低くなるといったこととは全くの関係はございません。

そして何故を上げないのかということでございますが、これも指定管理者の候補者の方と再三協議をするなかで、料金水準、指定管理者となりたい方の希望としてはできるだけ値上げをしたくない、イメージダウンを避けたい、条例で高い値段を提示をされると対外的に高い施設だというふうに認識される、いくら自分のところが安い値段を設定をして頑張ろうと思っても、町のほうで高い条例を示されると外に与えるイメージが非常によろしくない、等々の理由でもってできるだけ料金の前の施設に比べての値上げはして欲しくない、特に宿泊施設の使用料に関しては、宿泊施設が新築とかですね、改築をされたわけではございませんので、料金水準はそのままなのが適当ではないでしょうかといったような議論のなかで、今回の提案の数値になったということでご理解をいただければと思います。以上です。

○議員（2番 米本 隆記君） 議長、2番。

○議長（野口 俊明君） 米本 隆記君。

○議員（2番 米本 隆記君） 一番最初にね、説明していただきましたけど、見込みは何を基準にしたかということですよ、当時の使用料なども考慮したということでありまして、それを基準にしてこのぐらいだったらできるでないかということで、指定管理候補者と協議もしたということなんですけども、料金を設定しても、料金表というのは、これは多分作られると思うんですよ、これは指定管理者候補者が作られて、これは各営業されるときにこうですよと出されるわけで、条例を、条例こうですよと出すわけじゃないんで、ね。なぜ指定管理者がそこまで言うんですか。指定管理者候補は、これを出

すですよ、(資料を示す)自分が作ってこの料金表を。これでさしてくださいと、そのなかで努力して営業努力して収益生んでくるんですよ。そして指定管理料が、落ちるように、落とすようにやるんですよ。それをなぜ町は指定管理のね、その指定管理料を払い続けるような感じで料金設定までそこで協議をしましたなんていうことができるんですか。私ね、そこちょっと町長のそのへんの考え方がね、ちょっとわからない、そのへんをちょっと聞きたいんですけど。

私は料金設定は、再度言いますよ、指定管理者となる方が決められるものであって、町の条例で決まったものを公表して2枚も出して、実はこうですよなんていう方はないと思います。それについてなんかちょっと合点がいかないんですけども、そのへんのお考えが再度お聞きしたいんですけども。これって町長からお聞きしたほうがいいと思うんですけどね。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 担当より答えさせていただきます。

○観光商工課長(福留 弘明君) 議長、観光商工課長。

○議長(野口 俊明君) 福留観光商工課長。

○観光商工課長(福留 弘明君) いろいろ言われましたけれども、確かに今回のこの条例につきましては、いわゆる料金設定の上限を定めるところであります。ただ議員の説にもありましたように、その内輪で決めればいいじゃないかということでもありますけれども、条例も公開をするものであります。で、あまりにも高い料金をそれぞれ現実離れをした料金と認識されるような料金の設定はしてほしくないというのが候補者のご意向でもあったということで、協議のなかで今回の水準にしたと。で、指定管理者の方がこの中でこの範囲内で、いくらされる、料金にされるのかっていうのは、まだもちろん決定をしておりますけれども、指定管理者さんは、その内輪の数字で試算をされてこのくらいという提案をなさってきているということでもあります。

○議員(2番 米本 隆記君) 議長、もう1回いいですね。

○議長(野口 俊明君) 米本 隆記君。

○議員(2番 米本 隆記君) 実はこれが前回、今回ですか提示されました指定管理料に見込みですね。で、この中で収益的なところも全部書いてあります、出ております。これ25年から29年までで。これ計画をみますとね、1番最初、この山香荘を何と言いますかね、このフットボールセンターにするときの計画がありましたよね。その数字的なものと見比べますとあまり変わっていないんですよ。

ですから私が危惧するのは、今はこれで料金設定はいいと言われますけれども、あとあとじゃあ、なかなか収支が上がらなかったというようなときに、料金は上げれないわ、ということは指定管理料を町はずっと持ち出さないけんということになってきますよね。私一番それが心配で、このフットボールセンターに改修するにあたりましたときの

話なんですすけども、町からの持ち出しをなくそうということだったと思うんですけども、そのために私はどうかと言っておるんですよ。以前の料金は、私が知り得るところでは、料金改定をもうここ 10 年ぐらいしておられません。10 年以上しておられませんよね。料金改定を。そういった金額でやっておられて、これもまた同じような状況ですわ。ただ 420 円、宿泊料上がっています。それについては風呂代という今までもらっていました 315 円が加味されたもんだというふうに私は思っていますので、料金にそう変更がないんですよ。そこのところを本当にこれでやっておく町からの持ち出しはなくなるというふうに思ってこれは計画されたものなんですか。最後にそれをお聞きします。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 料金の関係につきましては、議会のほうのご同意を得て決めるものでございますので、改善する必要がある場合については、再度議会の皆さんと協議をしながら変更をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

また、料金の一番の赤字の原因となっておりましたのが、全協でも申し上げたと思いますけども、宿泊料金ではなくって、食事のほうはかなり赤字が発生する要因というふうになっておりました。今回の条例につきましては、食事については、特段の定めはございませんので、それは業者のほうの実情に合わせて食事料金ですね、これは定めていくというふうな格好になりますので、赤字の発生というのは基本的には少なくなっていくというふうに考えたところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

○議員（1 番 竹口 大紀君） 議長、1 番。

○議長（野口 俊明君） 1 番 竹口 大紀君。

○議員（1 番 竹口 大紀君） 今、料金の話がありましたけれども、聞こうと思っておったことを少し米本議員が聞かれましたんで、もうちょっとそこ追及していきたいと思いますが、やはりね、私も、業者の言われる料金を条例上の料金の上限額にする必要はないのかなというふうに思います。先ほどの答弁の中では、条例上高いとイメージが悪い、ということで業者の指定する料金を条例上の料金にされているという答弁でした。

しかし、米本議員も指摘されましたが、恐らくね、施設を利用する人が条例を見て料金を確認されないと思うんです。その施設の、まあ今だったらホームページを見たり、先ほどのチラシを見たりということで料金を見られるというふうに思います。

さらになおかつ、もしも条例を見て料金を確認された方、それぐらい条例に詳しくて、条例ではこういう料金うたってあるんだなというぐらい確認される方は、その条例の中の第 10 条に指定管理者は、第 5 条別表の定める額の範囲内において、料金を定めこれを指定管理者の収入とすることができるということで明らかにこの条例の料金表は上

限額だと、条例の中にうたってあるわけですから、ここは業者の指定管理者の裁量が増えるように、業者の言う料金が上限額じゃなくて、そこから10%、20%上ぐらいの料金を設定してもいいはずですよ。これでイメージダウンになることはあり得ないというふうに思います。答弁をお願いします。

あつ、それともう一つですね、料金とは別なんですけれども、だいたい指定管理者の指定に関する条例の際、例えば大山町内でいうと、中山の温泉館、それからトレーニングセンター、あるいは観光交流センター道の駅ですね、も、指定管理者の選定に関する同じような条例があるんですけれども、附則の中で条例の施行日前に指定管理者の指定ができるということで、準備行為として附則がうたってあるんですけれども、これはトレセン、中山温泉館、観光交流センターすべてうたってありますが、この夕陽の丘神田の条例、施行は25年4月1日からというふうにはうたってありますが、その事前の準備行為として、指定管理者の選定ができるということがうたってありません。これの理由、以上2点をお願いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） ただいまのご質問でございますが、ご指摘のとおり、指定管理者は、条例の範囲内において自分の考えで料金を設定し、町長の承認を得た上でその料金で事業を行うことができるということでありまして、考え方としては全く一緒でありまして、ただその金額が前条例に比べますと少しだけ高くした程度のところに線引きをしたということでありまして、指定管理者の方と、候補の方といろいろと協議をする中で、値上げをすることによって増収が見込めるのか、あるいは現状維持でお客が増えるのか減るか、あるいは値下げをすることによって増収になるのか、そういったことは、候補者のほうでしっかりとご検討いただいたところでありまして、もちろん町のほうとしましてはですね、採算性を重視した事業計画にしてくださいと。その場合、値上げをすることも、それが必要であるということ、それによって増収が見込めるのであれば、こちらのほうは値上げ対応ももちろん検討いたしますということで協議をした結果、現行水準でもう十分ですと、ただ現行水準だと今の、将来柔軟に対応できない可能性もありますので、若干の使用料のアップで今回提案をさせていただいたということでありまして。

あと、附則におきます書き方でございますが、今回の場合、既存の施設の条例があるものを附則において廃止をして新規制定するという手法をとりました関係でこういった書き方になっております。

つまり、現に名和地域休養施設という施設とその設置条例があつて、3月31日までは、

その条例をもって施設の運営を行いますので、附則の書き方をこういう書き方にしたということでご理解をいただければと思います。したがって全く新規に制定をいたします次の条例等では、議員ご指摘のような附則の定め方になっているということでございます。これは前の施設条例等がないがためということになりますので、ご理解をいただければと思います。

○議員（1番 竹口 大紀君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 竹口 大紀君。

○議員（1番 竹口 大紀君） まず料金のことに関してですけれども、業者の言われることはよくわかります。業者が値上げもできますよと行政側が提案したけど、業者はやあやあいですいいですよと、それぐらいの料金でいいですよという話をされたのはわかるんですが、やはり今後、何らかの業者の計画あるいは考えで、値上げをしなければならなかった場合に、それに伴ってじゃあ条例もまたその料金を上限額に変更する条例変更しますよと、その都度その都度、条例変更していくというのは、凄く計画性がないというふうに見られてよっぽどそのほうがイメージが悪いじゃないですか。上限額がある程度幅があって、今後、業者がまあちょっと値上げせんといけんなどという時に、条例上では上限額が少し上だけ、まあ少しの値上げだったら、お客さんに周知するだけでできるわ、いいわってというようなことができるわけですよ。条例上の上限料金が少し高い設定になっていけば。

しかし、今上限額が、業者のいう設定する料金ですので、ただ料金表を変えて値上げをすればいいと思っていたところ条例も変えなければいけない。これよっぽど目立ちますよ。料金変更するのにいちいちいちいち議会に提案して、これ町内全部公開されますから、あまた山香荘は値上げかということになりますよ。じゃなくて予め余裕をもった上限額を設定しておく、業者の言われることは確かにわかります。その料金でいいですよというのはわかります。だけど条例として上限額なんですだから、その料金を取らなければならないわけじゃなくて上限額なのだから、予め余裕をもった数字を設定しておくべきじゃないかということです。

それから、もう一つの附則に関してですが、条例を廃止して新しく条例を作るのでそういう定めがないということですが、しかしながら新条例は、やはり4月1日施行なわけで、指定管理する建物の名称等も4月1日以降に施行される条例上の名称、4月1日施行の条例に対して、予め指定管理者を選定しなければ、業務の都合上、不備があるということですので、そういうふうに附則で事前に指定ができるということをやっているはずなんです、他の条例にしても。他の条例にしても新規設定されている新しく設定した観光交流センターなんかにしても、観光交流センターの場合は、中山温泉館や名和のトレセンと違う書き方がしてあるんですけれども、やはり必要じゃないかなと。この準備行為を附則にうたうことが必要じゃないのかと、そうしなければ、この後出てきます議案第136号の指定管理者の指定についての議案、あるいは議決も条例上、無効にな

るんじゃないかなというふうに思いますがどうでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より述べさせていただきます。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 同じようなお答えになるかもしれませんが、予め条例上では余裕をみるべきではないかと、そのほうがイメージダウンを防げるんじゃないかということでございます。これにつきましても指定管理の候補者の皆さんといろいろと協議をいたしまして候補者の企業さんは、いわゆる役員会レベルまでそういった協議を積み上げられまして、今回の条例の数値の範囲内で料金は決定をしていきたいというご意向を最終的にお伝えいただいたということでありまして、この条例の数字をそのまま当初の料金にされるかどうかというのは、それこそ指定管理者さんのご判断になるというふうに思いますし、私どもとしては、指定管理料、ちょっと質問とは離れますけれども、来年度1年目くらい指定管理料を設定をするのかといった議論をこれから行っていくわけですが、そうした中で実際の料金設定等についてもいろいろとご相談していきたいなというふうに思っております。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） ただいま附則の書き方が違うではないかということで、効力について問題があるんじゃないかということでしたけれども、確かに統一感がないという部分で申し訳ないと思いますけれども、この書き方はあくまでも法制上のテクニック、書き方の問題ですんで、準備行為もこの経過措置という形で書く部分もですね、効力としては問題がありません。ただ同じ町の条例の中で書き方が違うというのはまあ統一感がないという部分でありますので、チェックする総務課サイドのちょっとチェックがまずかったかなというふうに考えておりますので、できるだけ統一感があるような形できるようにさせていただきたいと思います。以上です。

○議員（11番 諸遊 壤司君） 議長、11番。

○議長（野口 俊明君） 11番 諸遊 壤司君。

○議員（11番 諸遊 壤司君） これは是非とも町長に答えてほしいですわ。米本さんや竹口さんが今おっしゃいましたけどもね、結局この問題、昨年3月否決になり9月何やかんやで9対8でゴーということになりました。町民から二千数百名の反対がありました。これが基でございます。つまり町民の方が大変これのことには気にしております、まあできたからには是非ともうまく行ってほしい。私も反対した議員ですけども、ここまできたならば、是非ともうまく行ってほしい。これは町民が誰もそう思っておられると思っています。

しかし、今あなたの、二人の議員の答弁みておりますと、どうも軸足が町民向けでなくして、ね、指定管理業者、管理者、まだ名前は言っちゃあいけんかな、それと県のフットボール協会に軸足がきてる、町民の説明がこれでは納得しませんよ。例えば、何べんも米本さんもおっしゃいましたけども、今千数百万、2,3年前のことですよ、かかっていたのが、フットボールセンターにすると数年後には、町の委託費はただになると、こういう説明でした。ね、ところがそうじゃない。それからフットボールの職員を置く、これも指定管理料から払う、同じことになりますけどもこれもこうじゃない。いろいろ課長は説明はされましたけども、町が払うんだと。

これね、私は森田町長のために言うですよ。こんな説明されたら町民は心が逃げますよ。是非とも町長に答えてほしい。課長じゃなくて。

(「条例・・・」「条例だん」「どこの条例だ」「なんで」「質疑しないや、質疑を。議長、注意せんと」と呼ぶ者あり)

○議長(野口 俊明君) 答えられるわかりやすい、質問事項どこですか。そこをきちんと。

○議員(11番 諸遊 壤司君) つまり・・・はい、議長11番。

○議長(野口 俊明君) はい。

○議員(11番 諸遊 壤司君) つまりね、まあ指定管理料、えーと使用料を、同じことになりますけども、上げないため、上げないということは業者からの指定で上げなくてもいいよということ、上げないがために町から出す指定管理料が上がってくる。ね、それを、まあ同じことをいうとまたあれになると思って私は、違った意味で町長に質問したわけでございますけども、そういうことです。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 諸遊議員のほうから、ちょっと言われているところが、ポイントがちょっとはっきりしていないところがありますけれども、まあ使用料、指定管理料の関係も含めてということだろうと思いますが、この夕陽の丘神田の取り組みということについてはポイントが2つあると思っております。

一つは従来からの事業が進めている中で、現在の山香荘をどうするかということの中での論点で、議会のほうからもいろいろとご意見をいただいたり、ご質問をいただいたりする中で、最終的にやっていこうというご判断をいただきました。そこにはやはり毎年のように1,500万に近い出費をしているその現状を本当にそれでいいのだろうかということが一つの論点であったと思っております。そういうことを踏まえてこの取り組みをスタートしております。指定管理料についてもいろいろとご異論あると思いますけれどもこの施設を整備をする町の持ち出しもございませぬ。そうしたことを踏まえ、そして指定管理料についてもこれまでの状況ではなく、新しい民間の事業者指定管理を受けていただいて最大限の努力をしていただいて指定管理料を広く下げていく視点での提

案もいただいております。合わせてそれだけではなく、たくさんの方々がここに集う、そのことによって、地域の活性につなげていくということが2つ目の論点でありますし、視点であります。

このことを進めていくことによって、スポーツを通じてたくさんの方々が、この夕陽の丘神田にやって来られます。たくさんの方々の地元の町内の実践者の方々に集っていただいて、サポート会議等立ち上げていき、活性化につなげていくというのがもう一つの視点であります。そうしたことを踏まえながら、この事業、進めていくということで条例を出させていただきます。ご理解を願いたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 他に。

○議員（7番 近藤 大介君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 近藤大介君。

○議員（7番 近藤 大介君） 今回の夕陽の丘神田条例を新たに制定することによって、当該施設が、その一体どういう施設になるのかということのをちょっと改めて確認したいと思うんですが、そもそもこれまではと言いますか今は、名和地域休養施設ということで、いろいろここにいたるまでいろんな議論があったわけですけども、ここ数年は、実質的にスポーツ合宿等の受け入れとしての施設という面が非常に強かったわけがございます。もともとできあがりしました当初は、旧名和町の観光施設の一つであったり、あるいは町民の会合だったり、会食、宴会での利用もそれなりにあったわけですが、近年はそういった利用はほとんどなかったということのわけですけれども、あらためて今夕陽の丘神田ということで、新たに条例を設置する、決めるにあたってですね、この施設が、結局誰のためのどういう目的をもった施設になるのか、もう少しちょっと明確にしたいと思っております。どうでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より述べさせていただきます。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。先ほどのご質問でございます。昨年、一昨年からですか、この当時の、当時今もですが、地域休養施設をどういった位置づけにしていくのかという議論が大変長期間にわたりまして、いろいろな角度から行われてきたところであります。

その結論的なものとしたしまして、今回議案129号で提案しております条例案の第1条でございます町民の健康の保持増進をはかるとともに、町民と外来者の交流の場として、大山北壁エリアの活性化に寄与するためと、ということで本施設、新条例に基づきます本施設の性格付けは、非常に広いものとなっております。住民の皆さんに使っていただける、そして町外者の皆さんが来て何がしかの行為を行っていただく、そういった

こと全てを合わせて大山北麓エリアの活性化の拠点施設として、活用していくといったことが、この新条例に基づきます夕陽の丘神田に求められている、その性格ということだと理解をしております。

○議員（7番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤 大介君） 私、いろいろ問題になっておりましたグラウンドですね、実質的にはサッカー場の建設にあたっては、やるべきだということで、ずっと主張してきました、それは今でも変わっておりませんし、そうすることによって、大山寺の旅館街エリアを含めて、スポーツ合宿の拠点として、京阪神を中心に全国からでも集客ができるような施設設備をしていくべきだというふうに思っておりますが、まあそうはいつでもそのために、町がどこまでも支出をしていいというふうにも必ずしも思っておりませんので、できるだけ安い費用で費用対効果が高くなるような形で運営すべきだというふうに思っているんですけども、そういう意味では先ほどから再三、その料金設定についての質疑がありますが、私もちよっと料金設定少し問題があらへんかなというふうに思っています。

それでいくつかあらためてお聞きしたいんですけども、その設置の目的が非常に幅広くなっております。で、結局、その合宿目的に基本的に特化すれば、そのスポーツ合宿の少ない時期は、実質的な閉鎖状態にすることもできようかと思うんですけども、結局、例えばですよ、スポーツ合宿のない時期に、町民であれ町外の方であれ、大人が一人素泊まりで、2,310円で泊まれるわけです。その方しか利用者がなかった場合ですよ、一泊素泊まり2,310円の人のために営業をするのか、そういう施設なのか。あるいは数名の町民の方ですね、会合、会食なりの営業をやっていくような施設になるのかどうなのか、それからスポーツ合宿が実質的にやっぱりこれからもメインになろうかと思うんですけど、例えば夏場、高校生の合宿だったりする場合ですね、1泊3食いくらぐらいで施設を提供しようという方針なのか、まあその辺りについてちょっとご回答をお願いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） はい。合宿目的等に特化すれば、経費がより抑えられるのではないかといったような議論も実はいたしておりましたが、何分にもこの施設を再整備をするときの議論の結論的な方針として、町民の皆さんが気軽に利用していただけるような施設にする必要があるという重要な条件がございました。それに答えるために、常設のグラウンドゴルフ場の設置でありますとか、芝グラウンドの多目的化、そういっ

たような対応をしたところであります。

そういった目的を達成するためには、やはりそのスポーツ合宿のみに特化したいわゆる人員体制とか運営体制ということはやっぱり困難が伴うのではないだろうかと思われれます。で、それを解決するためにということで、今回の指定管理者の募集に際しましては、最終的に候補者に選ばれました事業者の方は、近隣で類似事業を行っておられるとか、他にもいろいろ幅広い事業展開をなさっておりますので、そういったいわゆる繁忙期、閑散期への対応もフレキシブル、柔軟に対応して自分とこだわらなければいけないぞというご提案が評価されて、候補者に選ばれる理由の一つになったのではないかな、というふうに思います。このあたりはやはり指定管理者の方と施設の所有者であります町とがですね、さらに徹底的な議論といいますか、検討を加えて最少の経費に抑えていくといった努力をしていく必要があるかなというふうに思っております。

次の質問で、例えば高校生であれば1泊3食いくら位の設定ということでございますが、これはまさに指定管理者さんが、その自分のところの経営方針、運営方針の中で定められるものと考えておりますが、これまでの協議の中で伺いますところでは、これまでの例えば子どもたち、高校生まで1泊3食つけて泊まり賃も食事も合わせて5,000円とかそういったことではさすがに無理だろうというようなご検討をなさっているようです。以上です。

○議員（7番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤 大介君） まあ以前は、1泊3食5,000円位で受けておったものが、まあそれよりももう少し高い方向になるということであるならば、まあそのへんはそうだろうかと、そういう判断があるならそれはそれで尊重したいなと思っておりますけれども、まあ二兎追う者は一兎をも得ずという言葉もあります。町民が過去反対しとったのは、自分らが使いたいというのもあったかもしれませんが、町民の利用がそんなにないのに、町費を多額に出すことに対しての反発ということのほうはむしろ多かったのではないのかなと。積極的に施設をどんどん町民に使ってもらうというのはむしろその赤字が増えるばかりで、それが本当に町民さんの望んでおられることなのかなと、いうふうに疑問に思うんですけれども、その辺りは、グランドゴルフは比較的町民の皆さんに有効に使っていただける施設だと思うので、本館施設についてはさほど町民さんのニーズが今はそんなにないんじゃないかというふうに私は思っておりますけれども、そういう意味で業者の方がですね、指定管理をとられることが予定されている業者が、その管理センターの使用料ですね、宿泊料、あまり急に高くなることによってそのイメージダウンがあるのではないかということをおそれられたという答弁がありましたけれども、実質的に管理センターを使って宿泊される方は、夏場だったり、春だだりなどのスポーツ合宿の時期で、もう既にその需要の高いところなわけですよ。もしこれからも十分需要が見込めるところなわけですので、そこで無理にその安売りをする必要はないよ

うに感じるんですけども、その辺の繁忙期の需要見込みとその閑散期のことは分けて考える必要があるんじゃないかなと思うんですけど、そのへんのことをごめたになつたらへんかなという心配をするんですが、そのあたりどうでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） お答えいたします。指定管理の予定者の方は県外も含めまして、あちらこちらでゴルフ場の運営もなさっております。繁忙期と閑散期との格差には、日常の会社経営のなかで大変ご苦勞をなさっている事業者でございます。私どものようないわゆる役所の人間がご指摘するまでもなく、そのことに対する対応、閑散期にいかにお客さんを集めることによること、収益体質の改善につながるかということとは常日ごろから痛感をなさっている業者であるというふうに認識をいたしております。協議の中でもそういった話題はよく出てまいりまして、いろいろな諸企画、黙っていてもお客さんが来る時期じゃないときにどうやってこの施設に目を向けてもらえるのかといったような各種タイアップ企画も含めまして、いろいろとご考慮をいただいているところであります。そういったところを民間企業の豊富な経験やノウハウを運営に活かすというのが指定管理制度の最大の目的かというふうに思っておりますので、そういったところ町もできるだけの支援も行いながらでありますけれども、そういった閑散期対策ということには力を入れていただきたいと思いますと思っております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第129号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第129号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第130号

○議長（野口 俊明君） 日程第3、議案第130号 大山町逢坂農産物処理加工所条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第130号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第131号

○議長（野口 俊明君） 日程第4、議案第131号 大山町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第131号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第131号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第132号

○議長（野口 俊明君） 日程第5、議案第132号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第132号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第132号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 133 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 6、議案第 133 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第133号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第133号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 134 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 7、議案第 134 号 大山町文化財保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第134号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第134号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 135 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 8、議案第 135 号 鳥取県西部広域行政管理組合の規約を変更する協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第135号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第135号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 136 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 9、議案第 136 号 公の施設の指定管理者の指定について（夕陽の丘神田）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと…

○議員（1 番 竹口 大紀君） 議長、1 番。

○議長（野口 俊明君） 1 番 竹口 大紀君。

○議員（1 番 竹口 大紀君） これ先ほどの条例に続いて指定管理者を指定するということですが、まず一つ、これを 12 月議会で早期に議決が必要な理由をお答えください。

それと指定管理者を選定するにあたって、我々議会としてもやはり一定の議論が必要ではないのかというふうに思います。町の支出と合わせてこのような議案は議論をしなければ、ただ単に指定管理者ここですよという形で出してこられても、議論する内容がないです。万一、この議案を審議して可決されて指定管理者が決定した後に、いや料金は実はこうでしたこうでしたと、どんどんどんどん変更されるようなことがあっても、指定管理者、一度議会で議決されたらなかなかそう簡単に変更できないのかなというふうに思います。

つまり、我々議会が議論するうえで、金額確定させるようなもの、指定管理者の選定でいきますと通常債務負担行為、5 年間の今回契約で出てますけれども、5 年間の債務負担行為、大山町の長期継続契約の条例上では、指定管理者は長期継続契約ができないというふうになっていますので、債務負担行為の設定が必要になるわけですが、

12月議会で指定管理者を決めました。それから3月議会でおそらく出てくるであろう債務負担行為の設定、これを別々に議論すると、この指定管理者を選ぶ際に、数字の議論が全くできないと思うんです。これは債務負担行為は別に3月議会じゃなくても出せるわけですから、この指定管理者の選定と合わせて、債務負担行為等の金額を確定する、あるいは金額の内容が議論できる議案も合わせて、同じ定例議会に出されるのがいいんじゃないのかなというふうに思いますが、そこの答弁と、もう一つ、指定管理者の選定の際、過去には今まで指定管理者が、町に出されます申請書の写しというのが参考資料ということで配付されていましたが、今回の指定管理者の指定に関する議案と合わせてそういった資料が出されておられません。過去はずっと出されとったと思うんですけど、今回出されなかった理由、以上3点お願いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 竹口議員の3点の質問について、担当より宅答えさせていただきます。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。ただいまのご質問でございますが、まず、なぜ12月今の時期に決定をとというご質問であります。今回の指定管理者を選定にあたりましては、議会の皆様にもご説明していたと思えますけれども、できるだけ早期に指定管理者を選定をし、指定管理者の候補者とかいうことではなくして指定管理者に決定した者としてその準備行為、先ほどご質問にもありましたけれども、準備行為としての営業活動等を早期に着手できるようにしたいがために今回指定管理者の決定を議案として出させていただいたところであります。

で、議員ご指摘のそういう場合に、いわゆる予算等とのセットで提案すべきではないかということですが、まあ確かにそういった面もあると思えます。特に5年間、今回指定管理に指定しようとしておりますので、5年分の総額、債務負担行為の議決も一緒になければならないのではないかとありますけれども、決定を早くさせていただきたく、そしてその営業活動やその後の協議の中で、よりこの合理的な、平たくいいますと、町の出します指定管理料を低く抑えることができないだろうか、そういったようなことも今後まだ継続して協議をしていきたい。確かに債務負担行為は枠でございますので、まあ低くなる分にはいいんじゃないかと言われるかもしれませんが、負担行為額をそれこそ料金ではありませんが、最初から多めに設定をして議会に提案するということのほうが、問題が大きいというふうに考えます。

そういったようなことで、予算的な裏付けにつきましては、次の定例議会で改めてお願いをさせていただければというふうに思います。

それと資料を出さなかったのかと、なぜ出さなかったのかということですが、

これは出さなかったというわけではありまして、全員協議会等でですね、公募を受けましたときの資料等を改めてお配りをいたしました。その内容に基づいて変更点にはご説明をし、今回指定管理者に決定をしたいということでご説明をいたしましたので、特にその全ての議員の皆さんに、実際のいわゆる契約書に相当します協定書案をお配りしなかったということでもあります。

なお、常任委員会の皆さんには実はお配りをしてご説明させていただいたということでございます。以上です。

○議員（1番 竹口 大紀君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 竹口 大紀君。

○議員（1番 竹口 大紀君） 債務負担行為等については3月の議会で、次の議会で提案されるということですが、やはりもう概算で5年間の指定管理料の試算が出ているわけですから、ある程度の料金はわかっていると。でまあ下がる分にはいっこうに構わないですが、先ほど説明にありましており、これも債務負担行為も上限額ですので、別に今12月議会で一緒に提案されて中身議論していてもいいのかなと。それまで3月までさらに詰めていったら、指定管理料もっと下がりましたと、これは大歓迎なことですから別に問題ないと思うんです。で、今指定管理者の指定について議案が出ていますけれども、やっぱり中身の細かい数字の話の議論というのはできないなかで、指定管理者を決める。で、のちのち出てくる議案に対して、これはじゃあちょっと指定管理料がだめだから、債務負担行為だめですという議論になかなかかなりにくいのかな、やっぱりこれは2つセットで、議論するからこそ意味があるんだというふうに思いますがどうでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。本件のみがこういう出し方といいますか提案の仕方ということでございましたら、今一度検討をとということもあろうかと思いますが、今後、これまで今後も含めまして、こういった形で従来議論をお願いしてきているところもございましたので、そのあたりもご理解いただければと思います。

また、今回債務負担行為の総額について、仮に完全煮詰まりきってない段階でお出しをしたという場合、先ほどの使用料の議論と同じように、やはり高いのではないかとか、少ないのではないかとか、そういった議論になろうかと思えます。現在提示される、事業者の方から提示されているものを丸飲みするといったことではございませんので、もうしばらく検討した上で、きっちりと3月議会において提案させていただければと思います。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第136号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第136号は原案のとおり可決されました。

○議長（野口 俊明君） ここで休憩いたします。再開は10時55分といたします。休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

日程第10 議案第137号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

日程第10、議案第137号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度大山町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第137号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第137号は、原案のとおり、承認することに決定しました。

日程第11 議案第138号

○議長（野口 俊明君） 日程第11、議案第138号 平成24年度大山町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（5番 野口 昌作君） 議長、5番。

○議長（野口 俊明君） 5番 野口 昌作君。

○議員（5番 野口 昌作君） 29ページのところちょっと伺いますけれども、公債費の問題で、公債費のところ、元金をですね、330万1,000円補正がしてございまして、それから公債諸費ということで、41万3,000円補正がございましてけれども、これにつきましてですね、私の考えが違うかもしれませんが、この元金を返すのに、繰上償還にするためにですね、結局330万返済するのに、これから先の利子をですね契約の関係上、41万3,000円をですね上乗せっていいですか、付けて返済しなければいけないというようなことを聞いたような気がしましてですね、こういう公債についてですね、これはみんなそういうような契約、最初からいわゆる借りたものを返すときにですね、最後まで利子を上乗せして返してもらわないけんわいというようなことがですね、契約されているのか。

それからまあこの元金を返すというのがですね、結局これをなら年になんぼのですね利子をつけて返すというような、年になんぼになった、利子がなんぼになる計算になるかということをお伺いいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 一般会計補正予算第8号の中でのご質問をいただきました。それぞれ担当より答えさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） まず、借りている起債を返す場合ですね、補償金があるかどうかということですが、民間の場合ですね、償還繰上で償還する場合、一定の利率で返還すると思っておりますけれども、起債の場合ですね、自治体が一律に利率が高いので返すということになりますと、貸している側のほうもその対応ができませんので、最初の契約の段階で補償金の、繰上をする場合は補償金を払うということが契約上、うたっておりますので、これはそういうルールで、を返すということになっております。

すみません。最近のものでですね、利率が下がっておりますんでそういう形になっております。それから利息がどのくらいかということですが、最終的にはですね返す年度のところで、終わりにですね、金融機関のほうを示す例文がありますんで、ほぼ利率と同じような計算で返すという形になります。今回の場合ですね、補償金の見込みとして利率分として、今言われた学校の分の関係ですが、軽減になるのは1万5,000円弱という形になります。

そういうことなのになぜ返還するかということですが、今後、合併の特例で受けています交付税が、予定どおりであればだんだん下がりますので、町の公債費の比率が高まってまいります。現在17.1%ですが、下がってきますとですね平成21年

の段階なら交付税をいただくという形になると 18%を超えるという試算もしております。今後、どんどん減った場合ですね、公債費の比率が高まってまいりますので、お金を今後起債をする場合ですね、いろいろな制限がかかってまいります。

来年度からですけれども、16%未満の場合は、申請をしますと同意を得るだけで、起債が借りれるという形になりますが、18%を超えると、あっ、すみません、16~18%の団体は協議をすると、それから 18%以上になるとですね、許可を得る必要が出てきます。そういうようなこともあってですね、起債をする場合にいろんな制限が出てまいりますので、できるだけ余裕がある間に、借りているものを返してですね、身軽になるということに現在考えております。

全国的には公債費の平均は 13.2%ということで、かなり低い水準で動いておりますので、うちのほうでも 16%をクリアするように努力していきたいというふうに考えております。以上です。

○議員（5 番 野口 昌作君） 議長、5 番。

○議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。

○議員（5 番 野口 昌作君） 今の答弁でですね、こういう契約をしておる、結局繰上償還するときには、そのほとんどの利子をつけて償還せよというような契約をしているということが今起債を受けておられるものが、ほとんどがそういうような契約になっているかどうか、まあ私がそういうことを思いますのは、ここまで繰上償還せんでもですね、そういう繰上償還した時に、これ先の利息も全部一緒に返してしまえ、返さなければいけないというようなことのございますけども、それでなしに、繰上償還するときには、そこまでの利息でしまえるような、そういう契約をしている起債があるかどうかということをお尋ねいたします。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 起債の償還につきましては、全部の起債がそういうふうに繰上償還した場合に、繰上償還に対する補償みたいなかっこうですというふうな契約にはなっておりませんので、たとえば民間からお借りしている資金については、そういうふうに繰上償還しても、利子部分に相当する額は定めがございませんが、財政投融资と国からお借りしている分については、借りるときにですね、そういう特約がついているというふうなことになるので、そのへんのところはちょっと金額がなんぼそういう特約がついているかというのは今ちょっと確認していませんが、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議員（5 番 野口 昌作君） 議長、5 番。

○議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。

○議員（5 番 野口 昌作君） そうしますと、そういうふうからですね、そういう契約をしていないほうから償還、繰上償還してしまうというようなことは、考えられ

ないかということをもう1点お尋ねいたします。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 利息の部分で申し上げましたけども、実際、国のほうの申請をしても、繰上償還を認めないという資金もございますので、今ここに予算化させていただいたのは、利率が高くかつ資金、償還、違約金みたいなものを払ってもですね、償還ができるという資金のみを返させていただく予定にしております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（7番 近藤 大介君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 近藤 大介君。

○議員（7番 近藤 大介君） 詳細の説明3ページのところですけど、歳入についてお尋ねいたします。

町税固定資産税の現年課税分が、今回2,400万ほど減額になっております。一応全協で、家屋評価に関わる場所での減額だということで説明を受けておるわけですが、改めて2,400万減額の理由を簡単にご説明いただきたいのと、事前に聞いた話では、6月補正の時ですね、6月定例のときにでも、補正ができつつ中身ではないかと私は思うんですけども、それから半年もずれて今補正することになった理由と2点ご回答をお願いします。

○税務課長（小谷 正寿君） 議長、税務課長。

○議長（野口 俊明君） 小谷税務課長。

○税務課長（小谷 正寿君） お答えいたします。予算書には家屋ということでマイナスの2,443万9,000円と記してございますが、ご説明いたしましたように、これ家屋が一番多かったために、家屋と書いたということで、その内訳を言いますと、土地これが430万4,000円増額、で家屋が3,963万円減額、償却資産が1,088万7,000円増額、これをトータルしたものが、マイナスの2,443万9,000円ということになっております。

家屋の大きな減額理由でございますが、今年は3年に1回の評価替えでございまして、その評価替えの経年減、年がたつと何%か落ちてくると、それはかけておらなかったということで多く見込みすぎていた、その分を落とさせてもらうということでございます。

土地償却資産につきましては、実績に近いもので予算を組ませていただいたということでございます。

それから本来ですとこれは、6月補正のときでもちゃんと見ておればわかったということでございます。しかし、実際気が付きましたのは、来年度25年度予算を11月終わりから作成しておりますが、その時点で、25年と24年の当初予算を見比べたときに、あまりの違いにびっくりしまして確認しましたところ、この見込み誤りに気がついたというようなしだいでございます。大変申し訳ございませんでした。

○議員（7番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（7 番 近藤 大介君） まあ人がすることですから、いつでもミスはあり得るんですけれども、今回この点に関して 2 つのミスが重なったわけなんです。その前年度、1 年前にですね、翌年の予算を編成するときには当然考慮しておくべきだった経年原点のことが考慮されていなかったと。3 年に 1 回の評価替えの時期、当然慎重に課税に向かうべきところなのに、それが忘れられていたというミスが一つ、それでしかもその年が明けて 24 年度になって予算の調定をするときにですね、見込んでおいた予算と実際にその課税額、出てきたときの差をチェックしておけば、そこで 6 月に補正で直せとったものが、まあ半年間も放置されていたと、2 つのミスが起こったわけで、まあ税務課長ではなくて町長か総務課長にお尋ねしたいと思うんですけれども、9 月の定例会の一般質問でも私、近頃その不祥事なり不適切な事務なりが続いていると、役場のそのマネジメントがおかしくなったりやせんかということの指摘をさせていただきました。

今回の定例会でもこういった補正の中身が出てきたり、本当に細かいことではあるかもしれませんが、議案の差し替えもありましたし、今日も議案の修正、訂正も行われております。一つ一つは細かいこと、わざわざ指摘することではないとは思いますが、ここ数年ずっとそういうことが起っていて、何度も議会からも指摘し、執行部もその対策として研修をするとか、というふうに回答して実際にまあやっておられるんですけれども、まあ見ておりますと効果が全く見えないというふうに感じるわけなんですけれども、町長なり総務課長にお尋ねするんですけれども、業務に非常に緊張感がないのではないかとこのように感じるんですが、対策対応どうなっているのか成果がちゃんと出ていないように感じるんですけどどうなのか。その辺ちょっと、ご答弁いただけますでしょうか。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） まず度重なるミスが出ました。これについては、当然こちらのほうの指導不足ということもあるところでございますが、具体的に税務課の職員の体制というのが、経験年数が少ない職員が多くなったというのがあるというふうに思っております。合併したときには、270 名余りの職員がおりましたけれども、今 230 名をきる 223 名ぐらいだと思いますけれど、その職員で動かしおりますかつ職員の病気休暇等ございまして、欠員になっておるところもございまして。その関係でチェックの段階が大変十分にはできなかったということは、こちらのほうが、私のほうが最終的にはチェックをいたしますので、できていなかったということはお詫びしなければなりませんけれども、職員についてはこれまでのミスを反省しながら徹底的に再度確認するように指示はしております。また職員もこういうふうな議会のほうで指摘を受けないように、がんばっておるとこのように思っております。今後、ミスのないように徹底していきます。よろしく申し上げます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

○議員（1番 竹口 大紀君） 議長、1番。

○議長（野口 俊明君） 1番 竹口 大紀君。

○議員（1番 竹口 大紀君） 先ほど野口昌作議員から質問がありました公債費についてですけれども、ページが29ページですか。これ学校関係の、大山中学校特別教室の増築に関する借り入れに対する起債の繰上償還ということですが、先般の全員協議会で総務課長が説明された内容としましては、この繰上償還に関しては、現在借入れている起債で利息が高いもの、今回は4.4%以上について繰上償還を行って、金利の負担軽減を行いますという説明がありました。

しかしながら、先ほどの答弁にもありましたとおり、金利の負担軽減を行うといいながら、この一緒に払う補償金というのが、今後の金利の支払見込額と同額だという説明があり、先ほども同じような答弁があったかと思えますけれども、これでは金利の負担軽減にはならないというふうに思います。民間の資金で繰上償還をすると将来の金利負担分が返済した時点で計算されて、多少安くなるといったことではない資金だということで、その後、公債費比率を下げるためだということでした。

で、私もその利率を、金利の見込額と補償金額が一緒であれば、利率よりも公債費の金額で判断したらどうかなというふうに思いまして、今回他の議案でも公共下水とか、農集とかでも出ていますけれども、そこの起債一般会計も含めて、起債の償還金、減債額に対する償還金の割合を計算していきますと、今回返済する繰上償還する起債がすべてだいたい20%以上の割合で、その他の同じ借入先から借りている起債を計算すると、だいたい10%代だということで、費用対効果から考えるとこの減債額に対する償還金割合が高いものを返していけば、公債費比率が押さえられるというふうに思いました。

で、総務課長が全員協議会等も含めまして、今回4.4%以上の利息が高いものを返済して、金利の負担軽減を行いますというふうに説明されたので、おそらく野口議員も少し理解が、納得がいけない部分があるのかなと思いますが、これはあくまでも金利負担の軽減ではなく、公債費比率を下げるためだと、そのために費用対効果が高いものを返していくんだという説明をされたらいいと思いますが、そういうことじゃないんですか。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 説明の仕方が悪かったということで、ご指摘をいただきました。全協のときに、当初、僕のほうも勘違いしておりまして、先ほど竹口議員が言われましたように、繰上償還をすれば利息が軽減されるという話をさせていただきました。その後、全協のほうでもですね、ご指摘いただいた点を説明させていただいたと思います。補償金が出てきてですね、利息については軽減があまりないということで、全協のなかでも訂正をさせていただいたと思っております。大変申し訳ありませんでした。

で、ちなみに今回、繰上償還が約7,000万ですが、全体の軽減額としては僅か

なもので 36 万ほどの利息負担が、償還までの分と補償金額の差額としては出てくるといふことでもあります。

で、もう一つの大きな目的としましては、先ほど説明させていただきましたけども、公債費比率が非常に高まっております、今 17.6% ぐらいですかね、一般会計に占める割合の中でもありますので、あ、普通会計の中ですか、それを軽減していかないと、今後必要なときに起債が借りることがなかなか難しくなると。それから起債の計画等を出さないと借りれない状態も出てくるといふことでもありますので、軽減をさせていただきたいというふうに考えております。

で、副町長が申しましたとおり、返したくても金融機関のほうがですね、受け取ってもらえないものもありますので、そのようなもののなかで返せるものについてどれを返すかということを検討させていただいて、今は返しているという状況ですので、ご理解いただけたらというふうに思います。

ご指摘の点は、今後の中で返す分についてですね、検討していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（10 番 岩井 美保子君） 議長、10 番。

○議長（野口 俊明君） 10 番 岩井 美保子君。

○議員（10 番 岩井 美保子君） ページ数で言いますと 20 ページの出資金…

○議長（野口 俊明君） 岩井議員、ちょっとマイクを…。

○議員（10 番 岩井 美保子君） はい、失礼しました。20 ページでございます。

観光局に出資金ということで 1,100 万上程してあります。それで私はですね、観光局の定款を見せていただきました。その中で、理事の方が入っておられますが、この理事の方の出資金というのはありますでしょうかということと、それから大山町が 1,100 万の出資をしなければいけないという根拠をちょっとお知らせいただきたい。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。ただいまのお尋ねでございますが、まず理事からの出資はあるかということでございます。定款をお持ちということでございますので、そこに書いてあります一般社団法人と書いてございます。社団法人というのは、人と人の集まりの法人でございます、財団法人のように出資とかそういったことはございませんので、答えといたしましては、理事は出資はいたしておりません。

続きまして町がこの出資をするその必要性ということでございますが、ご承知のとおり一般社団法人大山観光局は、今年ようやく法人格を取得した団体でございます。それまでは、大山町観光協会の一つの支部としての大山観光局、任意団体として年数は非常に長い活動はございますけれども、旧大山町観光協会から通じて大山の観光振興に関わるいわゆる現場的な事業を中心に取り組んできた団体であります。

で、この大山恵みの里づくり計画に話が飛びますけれども、この計画平成 18 年に策定されまして、19 年度からかかりました際に、新しい大山寺を、観光協会を作るんだということがありました。

そして大山の観光局につきましてですが、旅行業の取得をして誘客活動に努めていくんだという方針を大山町のほうが示しております。ご承知のとおり任意団体でございました。町からの補助金なり委託金、あるいは県からの指定管理料、そういったもので運営をしていた団体でありまして、そもそも多額の蓄え、いわゆる繰越金等を残すべき団体ではなかったということをご理解いただければと思います。

あわせてまして社団法人でございますから、資本金に相当する出資金等ももともとございません。

そうした中で、町のまちづくりの方針のなかで、旅行業を取得するというを示しております。じゃあどうするのかというなかで、この出資金につきましては、消費される性格のものでございませぬので、大山町のほうで出資をすることによって、第二種の旅行業に登録をし、今後の広範な展開を図っていく基盤が作れるものということで今回の補正予算におきまして提案をさせていただいているということでございます。以上です。

○議員（10 番 岩井 美保子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岩井 美保子君。

○議員（10 番 岩井 美保子君） ただいまは丁寧の説明をしていただきましたので、分かりますが、この旅行業といいますと、もし万が一ですね、大変なことが起きたということで訴訟問題になった場合に、出資した大山町としての関わりというものは全然ないものでしょうか。

そしてですね、設立時の役員として、大山町長森田増範という町長の名前もあっております。こういうことは全然関係なく、きちんとした対応で、大山観光局が処理をなさるんでしょうか。大山町には一切関係がないということでしょうか。確認をしておきたいと思います。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 責任の帰属ということかと思えます。公益法人共通することでございますけれども、何らかの事故等によりまして、その社団なり財団なりの運営に破たんが生じた場合、その時点でのこの定款でいきますと、理事会と書いてありますが、が連帯してその責めを負うということになります。確かに設立時の社員のなかに、大山町とありますが、これはあくまでも社員として大山町が入っているということでもあります。現在確か 9 名の理事がいると思えます。私も実はその理事の一人でございます。私も含めまして、9 人の理事が連帯してその責任を負うということになると考えております。

- 議員（10番 岩井 美保子君） 了解しました。
- 議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。
- 議員（5番 野口 昌作君） 議長、5番。
- 議長（野口 俊明君） 5番 野口…あつ、2回目の質疑になりますからできません。
他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

- 議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第138号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第138号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第139号

- 議長（野口 俊明君） 日程第12、議案第139号 平成24年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

- 議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第139号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第139号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第140号

- 議長（野口 俊明君） 日程第13、議案第140号 平成24年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 140 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第140号は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 141 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 14、議案第 141 号 平成 24 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 141 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第141号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 142 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 15、議案第 142 号 平成 24 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 142 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第142号は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 143 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 16、議案第 143 号 平成 24 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 143 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第143号は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 144 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 17、議案第 144 号 平成 24 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 144 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第144号は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 145 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 18、議案第 145 号 平成 24 年度大山町農業集落排水事

業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第145号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第145号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第146号

○議長（野口 俊明君） 日程第19、議案第146号 平成24年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（5番 野口 昌作君） 議長、5番。

○議長（野口 俊明君） 5番 野口 昌作君。

○議員（5番 野口 昌作君） 4ページのこれも公債費の関係ですけども、5,382万4,000円ですか、これを繰上償還するというごとのようでございますが、これだけ返してどの程度ですね、公債の比率です、比率っていいですか、何%というのが、負債比率ですかあれがありますが、どのくらい下がるかっていうことちょっと伺いたいです。

○議長（野口 俊明君） 今回は予算は付託してありませんので。

[「休憩をお願いします」「休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） しばらく休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 今、申されました数字につきましては、事業の会計で公共下水道事業の会計でございますが、公債比率というものにつきましては、企業会計だけではなくて、一般会計で処理される数字を基にしておりますので、すぐには出てまいりませんし、またこれは算定すべきものではないという、あっ、すみません、普通会計で求められるものでございますので、企業会計の中の数字、起債のほうは使用しないという

ふうな算定基準になっておりますので、数字は出てまいりません。ちょっと時間がかかりますので、それで答弁に返させていただきます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 146 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第146号は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 147 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 20、議案第 147 号 平成 24 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 147 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第147号は原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 148 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 21、議案第 148 号 町の境界の決定に関する意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 148 号 町の境界の決定に関する意見につきまして提

案理由のご説明を申し上げます。

大山町田中地内の海岸部におきまして、さかのぼりますけれども江戸時代より漁業権をめぐり旧赤碕町と旧中山町の間で紛争が当時起こっていたため、町の境界が確定いたしておりませんでした。地籍調査を進める中で、この土地の扱いが浮かび上がってきましたが、現在では既に、漁業権問題も双方の漁業協同組合において解決しておりますので、この度、両町の合意のもと別紙のとおり、現在確定している町の境界を海岸の水際まで延長して、町の境界を決定するものでございます。

町の境界の決定につきましては、地方自治法第9条の規定により鳥取県知事が行うこととされておりまして、鳥取県知事に対して、議会の議決を受け意見を提出する必要があるため別紙のとおり議決を求めるものでございます。

以上で議案第148号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第148号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第148号は、原案のとおり可決されました。

日程第22 陳情第8号～日程第23 陳情第9号

○議長（野口 俊明君） 日程第22、陳情第8号 国立病院と地域医療の充実を求める陳情書から、日程第23、陳情第9号 年金2.5%削減中止を求める意見書の陳情についてまで、計2件を一括議題といたします。審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長、岡田 聰君。

○教育民生常任委員長（岡田 聰君） はい。ただいま議題となりました陳情第8号 国立病院と地域医療の充実を求める陳情書から、陳情第9号 年金2.5%削減中止を求める意見書の陳情についてまで、計2件について教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成24年12月12日。審査人数は全員の6名です。

陳情第8号 国立病院と地域医療の充実を求める陳情書、国立病院は、がん・循環器等の高度医療や国民を守るためのさまざまな政策医療の提供、また地域医療の拠点として、重要な役割を担っています。さらに機能充実が必要であります。

採決の結果、採択4人、継続審査1人で採択と決しました。

陳情第9号 年金2.5%削減中止を求める意見書の陳情、年金加入者の減少、平均寿命の伸び、経済状況を考慮して、年金額を変動させる物価スライドが、デフレ状態が10年以上も続いているにもかかわらず、確実に行われていないため、物価指数下落と年金との差が2.5%に拡大しています。

年金制度の安定性を高め、将来にわたって持続可能な制度にしていくためにも、年金2.5%削減は必要であります。

採決の結果、採択1人、不採択4人で不採択と決しました。

以上で、教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） 以上で、教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

これから陳情第8号 国立病院と地域医療の充実を求める陳情書について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって陳情第8号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） 次に、陳情第9号 年金2.5%削減中止を求める意見書の陳情について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3番 大森 正治君） 議長、3番。

○議長（野口 俊明君） まず原案に賛成者の討論を許します。

○議員（3番 大森 正治君） はい、議長、3番。

○議長（野口 俊明君） 3番 大森 正治君。

○議員（3番 大森 正治君） 年金2.5%削減中止を求める意見書の陳情に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

この2.5%年金削減法案ですけれども、去る11月16日、この日は衆議院が改選された日ですけれども、そのときのまあいわゆるどさくさといったら言い過ぎでしょうかね、それにまぎれるような感じで僅か3時間の審議、いい加減っていえばいい加減な審議だったということも言えると思いますが、そういう審議過程で強行成立させられたものという経過があります。

この年金削減法案の問題点、大きく言いまして3つあるというふうに私は思います。

その一つが、年金生活者の暮らしをさらに圧迫するものになるということでありまして。今でもね、不況が続く中、本当に生活が苦しい高齢者が多いわけですが、それにも関わらず、それを省みない削減法案であるというふうに思いますし、これはもともと10年前に物価が下がったときに、高齢者の生活と経済への悪影響を配慮して年金引き下げをしなかったというのですが、それを今頃になって、その分の2.5%を下げるというのもこう矛盾した話ではないかと思えます。なぜなら、景気暮らし向き、もう皆さんご承知のとおり、本当にその当時よりも悪くなっているという状況があるからです。

高齢者の40%以上が、年収100万円未満とされています。医療介護の社会保険料や、税金は上がる一方です。そして再来年には、消費税が増税されようとしております。そういうなかで、さらに年金を削減すれば、この年金生活者、特に高齢者の生活というのは一層苦しくなっていくのは火を見るよりも明らかではないかというふうに思います。

二つ目の問題点として、年金の削減によって消費を冷え込ませ、地域経済にも大きな影響を与えることになるということです。

ちょっと大山町内のことを言いますが、大山町内のこの年金受給者というのを県の資料でちょっと調べてみましたら約6,000人ほどおられるようですが、まあ私もその一人だと思いますけれども、その人たちの年金給付額見てみましたら、総額で約69億円あります、町に。とすれば単純計算でこれを2.5%削減すれば1億7,000万円、1億7,000万円の収入が町内から減るわけですよ。ですから、この額っていうのは大きいですがけれども、地域経済にとって大きなマイナス要因になるというふうに考えます。

三つ目の問題点ですけれども、これは若い人たちにも悪影響を及ぼすことになるということです。このたびの年金削減の後に、マクロ経済スライドを適用して、毎年0.9%削減するというのを厚労省は提案しております。そうなると、若い世代への年金削減に道をつけることにもなります。また、低年金の親を支えていらっしやる現在の子の世代をも直撃することになります。

政府は高齢者と若者の対立をあおっているような感じがありますけれども、若者のための年金削減であるかのように言っていますが、私はこれは全くのごまかしであるというふうに言いたいと思います。

このようにですね、今回の年金削減には、暮らしも経済も破壊するものではないか、そして若い人たちにも影響することが予想されるだけに、陳情者が言っております

2.5%の削減中止を求める意見書を提出するのは、同然ではないかというふうに考えます。以上、本陳情への賛成討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に反対者の討論を許します。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議員（4番 杉谷 洋一君） はい、議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 杉谷 洋一君。

○議員（4番 杉谷 洋一君） 先ほど大森議員さんがとてもなんかばら色みたいなお話しをされました。私はこの原案に対して反対の討論をさせていただきます。

そもそもこの制度は消費者物価に応じて、給付水準を調整する物価スライドという仕組みがはかられ、年金の実質価値が目減りしないように作られた仕組みであります。年金生活者は年々医療費、介護費の負担が重くのしかかっています。年金の引き上げは、年金者の生活にとって切なる願いであることはよく理解できます。私も年金をもらっています。1円でもこれ多いほうが私もありがたいと思います。

ここは、現行の物価スライド制を維持することに主眼をおくことが、この年金制度の将来にわたって安定性を高め持続可能な制度となると考えます。

しかしデフレ状態が続いたこの10年間以上、年金受給者の反対を恐れた政権は、何度も年金水準の引き下げを見送ってきました。その結果、本来の水準より2.5%も割高の特例水準となってきています。平均寿命の伸長で年金受給者の増大と現役世代の減少で、現役世代の負担は増え続けています。そこで、世代間の公平感を緩和して、持続可能な年金制度を正しく運用しなければ、年金制度の崩壊にもつながります。

また国民誰もが安心して老後を過ごせるよう、公的年金全般にわたる抜本的な改革は私は必要であろうかというふうに思います。

これで原案に対する反対の討論を終わります。皆さんよろしくお願ひします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の討論を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の討論を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第9号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

この陳情を採択することに賛成の方は、起立願ひます。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。

したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

まだ少し12時までには時間がありますが、次の案件に入りました場合に、区切りのあるところまでやる場合、この時間では足りませんので、ここで昼休憩といたします。

再開は午後 1 時といたします。休憩します。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 再開

日程第 24 陳情第 10 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

日程第 24、陳情第 10 号 原子力から再生可能な自然エネルギーへのエネルギー源の転換を求める陳情書についてを議題といたします。審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会副委員長、米本 隆記君。

○総務常任委員会副委員長（米本 隆記君） はい、議長。

ただいま議題となりました、陳情第 10 号 原子力から再生可能な自然エネルギーへのエネルギー源の転換を求める陳情書について、総務常任委員会の陳情審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成 24 年 12 月 11 日。審査人数は 5 名です。

日本の周辺には、数多くの地下断層があり、震災の驚異は捨てきれません。福島第一原発と同等の事故も予想されるなか、日本のエネルギー政策の転換を求める必要もあります。

採決の結果、全会一致で採択と決しました。

以上で、総務常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） 以上で、総務常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

これから、陳情第 10 号 原子力から再生可能な自然エネルギーへのエネルギー源の転換を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 10 号を採決します。この陳情に対する副委員長の報告は採択です。

この陳情は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって陳情第 10 号は、副委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

日程第 25 発議案第 13 号～日程第 26 発議案第 14 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 25、発議案第 13 号 国立病院機構米子医療センターの充実強化を求める意見書の提出についてから、日程第 26、発議案第 14 号 「鳥取県保健医

療計画」に関わる意見書の提出についてまで、計2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 教育民生常任委員長、岡田 聰君。

○教育民生常任委員長（岡田 聰君） はい、議長。発議案第13号 国立病院機構米子医療センターの充実強化を求める意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

発議案第13号は、教育民生常任委員会で陳情第8号を審査した結果、採択すべきものと決しましたので、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣に宛てて意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

国立病院機構米子医療センターの充実強化を求める意見書、国立病院は、国内最大の全国ネットワークを有し、がん・循環器などの高度医療や研究とともに、重症心身障害、筋ジストロフィー、結核・感染症、精神医療、災害医療、へき地医療など、民間では困難な分野を担い、地域医療においても重要な役割を果たしています。

また、東日本大震災では、全国の国立病院からDMAT（災害派遣医療チーム）や医療班など1500人を超える職員が被災地に派遣され、医療支援活動を行いました。大規模災害時に住民のいのちを守るためにも、災害拠点病院等の位置づけを含めて、全国ネットワークをもつ国立病院の機能強化が必要でございます。

地元の独立行政法人国立病院機構米子医療センターは、「がん医療・腎医療、骨粗鬆症等の骨運動器疾患、糖尿病などの内分泌・代謝疾患、喘息等の免疫疾患、呼吸器疾患」等の国が担うべき医療として適切な医療の提供を行って、地域医療を支えています。

全国各地で、公的病院の閉鎖や医師・看護師不足などが問題となっていますが、いつでも・どこでも・だれでも安心して医療を受けられる体制の確立は、住民の切実な願いです。よって、貴職におかれましては、次の事項について、特段の措置を講じられることを要請します。

記、1. 国立病院機構米子医療センターの縮小・廃止・民営化を行うことなく、更に充実強化すること。

2. 地域の実情と地域住民の要望に応じて、機能強化を図ること。

3. 国立病院の運営費交付金を削減せず、必要な予算を確保すること。

4. 医療の複雑高度化に対応し、安全で行き届いた医療・看護を提供するため、国立病院の医師・看護師をはじめ、必要な人員を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成24年12月21日鳥取県大山町議会、厚生労働大臣様、財務大臣様、総務大臣様です。

続きまして、発議案第14号 「鳥取県保健医療計画」に関わる意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

発議案第14号は、発議案第13号と同様に、陳情第8号を審査した結果、採択すべきものと決しましたので、鳥取県知事に宛てて意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

「鳥取県保健医療計画」に関わる意見書、国立病院は、国内最大の全国ネットワークを有し、がん・循環器等の高度医療や、研究とともに、重症心身障害、筋ジストロフィー、結核・感染症、精神医療、災害医療、へき地医療等、民間では困難な分野を担い、地域医療においても重要な役割を果たしています。

また、東日本大震災では、全国の国立病院からDMAT（災害派遣医療チーム）や医療班など1500人を超える職員が被災地に派遣され、医療支援活動を行いました。

大規模災害時に、住民のいのちを守るためにも、災害拠点病院等の位置づけを含めて、全国ネットワークをもつ国立病院の機能強化が必要です。

地元の独立行政法人国立病院機構米子医療センターは、「がん医療・腎医療、骨粗鬆症等の骨運動器疾患、糖尿病などの内分泌・代謝疾患、喘息等の免疫疾患、呼吸器疾患」など、国が担うべき医療として適切な医療の提供を行って、地域医療を支えています。

全国各地で公的病院の閉鎖や医師・看護師不足等が問題となっていますが、いつでも・どこでも・だれでも安心して医療を受けられる体制の確立は、住民の切実な願いでございます。

よって、鳥取県におかれましては、次の事項について、特段の措置を講じられることを要請します。

記、策定中の「鳥取県保健医療計画」に、独立行政法人国立病院機構米子医療センターの役割・機能（がん・脳卒中、糖尿病、救急医療、災害医療、へき地医療、小児医療）を位置づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成24年12月21日鳥取県大山町議会、鳥取県知事 平井伸治様。以上です。

○議長（野口 俊明君） 以上で、発議案第13号及び発議案第14号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、発議案第13号 国立病院機構米子医療センターの充実強化を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（1番 竹口 大紀君） 議長、1番。

○議長（野口 俊明君） 1番 竹口 大紀君。

○議員（1番 竹口 大紀君） 内容には、全く異議がありませんが、提出先についてです。ひな型では、陳情者のひな型では、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣ということになっていますので、そのまま使われたのかなというふうに見受けられるわけですが、次の総務委員会から出されております意見書にしましても過去に出しております意見書にしても、やはり国の関係機関に提出する際は、内閣総理大臣、あるいは衆議院議長、参議院議長は、提出先として明記して、それから関係各省に出すというふうにしていただきたいと思います。

で、まあ国の機関としましても、全国の各市町村から膨大な意見書が来ますので、なかなかこの意見書がどの程度くみされるのかなというところはまあ分からないところはありますけれども、それでも一応議会の議決を経て、本会議で議論をして提出する、議事的には町民さんの総意として提出するという重みをもった意見書ですので、膨大な費用がかかるわけでも手間がかかるわけでもありませんので、内閣総理大臣及び衆議院議長、参議院議長の提出も含めたほうがいいのではないかというふうに思いますが、教育民生常任委員会としては、必要ないというふうに判断されたということでしょうか。

○教育民生常任委員長（岡田 聡君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 教育民生常任委員長、岡田 聡君。

○教育民生常任委員長（岡田 聡君） 委員会でもそこまでは検討しておりませんが、まず総理大臣宛までは必要なかろうかという考えはいたしております。

と、言いますのが、実際に担当しております厚生労働大臣とか、財務大臣、総務大臣、実際にこの件について担当部署だけに絞ったという考えでおります。以上です。

○議員（8番 西尾 寿博君） 議長、8番。

○議長（野口 俊明君） 8番 西尾 寿博君。

○議員（8番 西尾 寿博君） この地域医療の中の位置づけの国立病院機構米子医療センターは是非ともあって欲しいなという思いからの話でさせていただきますが、この縮小、あるいは廃止になるかもしれないみたいな背景には、まあ例えば古くなったといいますが、実際古い病院だと思うんですけれども、その辺りですすね、人口減になったりあるいは鳥大のほうがいろいろな意味で中心になってきた、あるいは広範囲な医療ができてきたというような背景があるのではないかなというふうに思ったりもするわけですが、例えば建て替えの問題が出た中で廃止があるかもしれない。例えば新しくすることが財政的に困難だとかというようなことはどうなんでしょうか。

○議長（野口 俊明君） 教育民生常任委員長、岡田 聡君。

○教育民生常任委員長（岡田 聡君） 実際にご存じだと思いますが、今、国立病院米子機構医療センターは、建て替え中でございます。3年後を目途に開業するようですが、ただそのこれ出された背景には地域医療の統合というような形で、例えば同じような性格の労災病院と統合というような考えも国のほうではあるような情報を得ております。ですからそこら辺りやはり国立病院米子医療センターは、労災病院とはまた違った位置づけで、是非存続、存続していくべきだというそこら辺りの心配があるようでございます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第 13 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野口 俊明君） 次に、発議案第 14 号 「鳥取県保健医療計画」に関わる意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、発議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 27 発議案第 15 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 27、発議案第 15 号 原子力から再生可能な自然エネルギーへのエネルギー源の転換を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 総務常任委員会副委員長、米本 隆記君。

○総務常任委員会副委員長（米本 隆記君） 発議案第 15 号 原子力から再生可能な自然エネルギーへのエネルギー源の転換を求める意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

発議案第 15 号は、総務常任委員会で陳情第 10 号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。それでは、意見書を朗読いたします。

それでは意見書を朗読いたします。

原子力から再生可能な自然エネルギーへのエネルギー源の転換を求める意見書。

2011 年 3 月に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者を合わせるとおよそ 2 万人という未曾有の大災害となった。この震災の中で、東京電力福島第一原発の事故が起きた。この事故に伴う避難者数は、事故発生から 1 年以上を経て、なお 15 万人を超えて

おり、多くの市民が先の見えない避難生活を余儀なくされている状況である。

日本はプレートの沈み込む境界に沿って地震と火山により成長してできた島である。さらに、地球上で唯一、3つのプレート境界が陸上に現れる「地震の巣」であり、把握されている活断層分布だけから、発生しうる地震の規模を「想定」すること自体に無理がある。

「想定」を超える地震により原発を支えている岩盤そのものが崩壊するような事態に対しては、自動停止装置などの耐震装置は無力であり、建造物の耐震基準などまったく意味を持たない。加えて、決定的な問題は高レベル放射性廃棄物に分類される使用済み燃料である。

実際に福島第一原発の事故では4号機の原子炉のわきのプールで「永久」に放置される運命にあった大量の使用済み燃料が最も深刻な脅威となっている。

現在考えられている高レベル放射性廃棄物の処理の具体的な方策は地層処分である。フィンランドでは、莫大な資金を投資し、地下400メートルの「オンカロ（洞窟）」に放射性廃棄物を閉じ込める計画がある。

しかし、地下670キロメートルまで震源が分布する日本では400メートルの深さに埋めてフタをしようというこの処理も全く通用しない。このように、多くの問題が指摘される原子力発電だが、廃棄物の処理だけを見ても、全く解決策が見えてはこない。

我々の住む山陰にも島根原発の脅威があり、福島の悲劇は決して遠い場所の出来事ではない。日本が世界一の地震国であるという避けがたい事実を十分にふまえて、原子力発電を基幹とする国のエネルギー政策そのものの転換が必要である。

よって本議会は、政府に対し、下記の事項について要請する。

記、福島第一原発事故と同様の事態を二度と起こさぬよう、日本が世界一の地震国であることを十分にふまえた上で、原子力発電を基幹電源とする「エネルギー基本計画」を見直し、原子力から再生可能な自然エネルギーへとエネルギー源を展開していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日、鳥取県大山町議会。提出先は内閣総理大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長です。以上です。

○議長（野口 俊明君） 以上で、発議案第15号の提案理由の説明を終わります。

これから、発議案第15号 原子力から再生可能な自然エネルギーへのエネルギー源の転換を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（5番 野口 昌作君） 議長、5番。

○議長（野口 俊明君） 5番 野口 昌作君。

○議長（5番 野口 昌作君） この意見書のですね、一番最後のところ、以上、が一番最後ですね、その上の行でですね、原子力から再生可能なエネルギー源を展開していくということはどうですか。「転換する」ということだと意味が分かりますけれど。

○総務常任委員会副委員長（米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 総務常任委員会副委員長 米本隆記君。

○総務常任委員会副委員長（米本 隆記君） これは今、日本国中でいろいろ検討されております。原子炉に変わる再生可能エネルギーいろいろあると思いますが、そういったところに道を開いていくという考え方をもっております。そういった意味合いで陳情を受けております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第28 発議案第16号～日程第30 発議案第18号

○議長（野口 俊明君） 日程第28、発議案第16号 大山町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてから、日程第30、発議案第18号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまで、計3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員長、足立 敏雄君。

○議会運営委員長（足立 敏雄君） はい、議長。ただいま議題となりました発議案第16号 大山町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてから、発議案第18号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまで、計3件について提案理由のご説明をいたします。

まず発議案第16号 大山町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、平成23年12月に設置された大山町議会改革調査特別委員会において、議会の活性化、開かれた議会の取り組み等について議論してきましたが、このたび、大山町議会議員定数を、次の一般選挙から、現行の19人を3人減じて16人にするよう決定されたので、本議会議員定数条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正条例案を朗読いたします。

大山町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

大山町議会議員の定数を定める条例（平成20年大山町議会条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中、アンダーラインが引かれた部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄中、アンダーラインが引かれた部分に改める。

変更のところだけちょっと読み上げます。改正前は、第 2 条 大山町議会議員の定数は、19 人とする。改正後は、第 2 条 大山町議会議員の定数は、16 人とする。という形になります。

附則、施行期日、1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

経過措置、2 前項の規定による改正前の大山町議会議員の定数を定める条例に基づく議会議員の定数については、附則第 1 項の一般選挙までの間は、なお従前の例による。

以上で、発議案第 16 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして発議案第 17 号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例については、発議案第 16 号と同様に、大山町議会改革調査特別委員会において、大山町議会議員定数を、次の一般選挙より、現行の 19 人を 3 人減じ 16 人にするよう決定されたことから、常任委員会の委員定数を変更する必要があるため、本委員会条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正条例案を朗読いたします。

大山町議会委員会条例の一部を改正する条例、大山町議会委員会条例（平成 17 年大山町条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中、別表の表示にアンダーラインが引かれた別表（以下「移動別表」という）を、当該移動別表に対応する同表の改正後の欄中別表の表示にアンダーラインが引かれた別表とする。

改正後と改正前で、いろいろと文言がありますが、変わったところだけをその委員会の人数としていうことで、読み上げたいと思います。

改正前は、総務常任委員会 7 人であります。改正後は 6 人に改正されます。それから教育民生常任委員会は現行 6 人ですが、改正後は 5 人になります。経済建設常任委員会は、6 人ですが、改正後は 5 人という形になります。

附則、（施行期日）1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示された一般選挙により選出される議員の任期の初日から適用する。

（常任委員会の定数に関する特例）2 第 2 条に規定する常任委員会の委員の定数は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員が常任委員会に選任されるまでの間、同条別表中、「総務常任委員会 6 人」とあるのは現行の「総務常任委員会 7 人」に、「教育民生常任委員会 5 人」とあるのは「教育民生常任委員会 6 人」に、「経済建設常任委員会 5 人」とあるのは「経済建設常任委員会 6 人」とする。

以上で、発議案第 17 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして発議案第 18 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例について、常任委員会委員の任期は、大山町議会委員会条例で2年と規定されています。

2年任期の満了時には、所属委員会の変更と委員長及び委員の交代が行われますが、委員長と委員では、報酬の額に差異があるものの、本条例には交代する日の報酬の計算方法に関する規定がないため、新たに根拠規定を整備し、その計算方法を明確にするため、本条例の一部改正を行うものであります。

それでは、改正条例案を朗読いたします。

大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年大山町条例第43号）の一部を次のように改正する

次の表の改正後の欄中項の表示にアンダーラインが引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中アンダーラインが引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中アンダーラインが引かれた部分（項の表示、追加項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。ちょっとややこしいですけれども、よろしく願いいたします。

改正前はですね、議員報酬、これには第2条 議員報酬は、別表第1に掲げる額とする、とこれだけしか書いてありませんでしたが、改正後は、皆さんのお手元にありますように、第2条で議員報酬は、議長、副議長、委員長及び議員の別に支給するものとし、その額は、別表第1のとおりとする。議員報酬が異なる職については、全てこうやって出しています。

後は2、3、4はですね、それぞれの日割りの計算方法等を出しておりますので、読んでいただきたいと思います。

それから議員報酬の支給というところが少し変わります。

議員報酬の支給は、第3条で議員報酬は毎月下旬に支給するというふうに決めておりますが、改正後は、支給日については、一般職の職員の給料の支給日の例によるというふうに改正しております。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行する。以上で発議案第18号の提案理由の説明を終わります。以上です。

○議長（野口 俊明君） 以上で発議案第16号、発議案第17号、発議案第18号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、発議案第16号 大山町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（5番 野口 昌作君） 議長 5番。

○議長（野口 俊明君） 5番 野口 昌作君。

○議員（5番 野口 昌作君） 今ですね、説明の中で、条例案を説明をされましたが、アンダーラインというようなことがどうも私はよう見当たりませんので、どういことでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（野口 俊明君） 議会運営委員長、足立敏雄君。

○議会運営委員長（足立 敏雄君） 大変失礼しました。下線が引かれた部分のことです。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、発議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野口 俊明君） これから、発議案第17号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第17号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野口 俊明君） これから、発議案第18号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第31 閉会中の継続審査について

○議長（野口 俊明君） 日程第31、総務常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務常任副委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しています申出書のとおり、陳情第11号 島根原発1号機・2号機の再稼働反対と3号機の建設凍結を求める陳情書について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。副委員長からの申出のとおり、陳情第11号について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、副委員長から申出のとおり、陳情第11号は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第32 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第32、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任副委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。副委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、副委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第33 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第33、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを

議題とします。

教育民生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 34 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第 34、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 35 閉会中の継続調査について（大山恵みの里構想調査特別委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第 35、大山恵みの里構想調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

大山恵みの里構想調査特別委員長から、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 36 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第 36、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しております申

出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（野口 俊明君） 以上で、これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 24 年第 10 回大山町議会定例会を閉会します。

○局長（諸遊 雅照君） 互礼を行います。一同起立、礼。

午後 1 時 44 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 鹿島 功

署名議員 西山 富三郎